

最低賃金は労働者の最低限度の賃金を保障するルールであります。したがつて、ルールを破った方に対しては、事案によるかもしれませんのが、やはりきっちりとしたペナルティーというものが抑止力という観点からも設けられるべきだと思ひます。今回の改正案では、罰金額の上限が二万円から五十万円へと大きく引き上げられており、最低賃金法違反の抑制が期待をされてゐるところであります。しかし、労働基準監督署から指導された段階で賃金差額を支払えばいいという「一」ともなると、最低賃金法違反の抑制力として不十分ではないかという考え方もあります。さらには、民事的には最低賃金額と実際に支払った額との差額の要求しか認められないわけであります。

そこで、罰金額の上限を五十万円に引き上げた趣旨について御説明を願ひます。また、更なる最低賃金法違反抑制の実効性の確保策として賃金差額の数倍の請求を当該労働者に認めるべきではないかという意見もあるようですが、こういった意見についてどのように考へているのか、見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(青木豊君) 最低賃金法の罰則につきましては、昭和三十四年の法律制定以来、罰金等臨時措置法による見直しのほかは見直しが行われておりませんで、この間の貨幣価値の変動等によつて罰則の制裁的効果が著しく低下してしまつたといふことがあります。このため、今般、罰金額の上限についても併せて見直しを行ふというふうにいたしております。

具体的な上限額については、これは最低賃金法制定当時の最低賃金不払の罰金額の上限、それと賃金の、労働基準法上の賃金の全額払いの違反に対する罰金額の上限などを勘案して現行の労働基準法の賃金の全額払い違反の罰金の上限額である三十万円が「倍程度に相当する五十万円を上限とする」と新しい最低賃金不払に係る罰金額の上限とするというふ

うにしたものでござります。お話をありましたように、賃金差額の数倍の請求を労働者に認めるべきだという意見というところございましたけれども、最低賃金法違反を抑制するための一への考え方ではあるとは思いますけれども、今般の改正において、今申し上げましたように、罰金額の上限について大幅に引き上げるということとしているところでありますし、そういうたな新しい措置の導入については、こういった改正後の最低賃金法違反の状況なども慎重に見守る必要があるのでないかと、いうふうに考えております。

具體策についてお伺いをしたがと思ひます。
○政府参考人(青木豊君) 委員が御指摘になつた周知広報、監督指導でありますけれども、これは、最低賃金制度はすべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティーネットであるということになりますので、こういつた周知広報であるとか監督指導というのは重要なあるこというふうに考えております。

從来から、ポスターの掲示でありますとかリーフレットの配布、あるいはホームページの登載などによって最低賃金額の周知を行つております。同時に、地方公共団体に対する広報誌への掲載依頼も行つたりいたしまして、様々な周知の取組を重ねてきました。

改正において産業別最低賃金についてのよう
な見直しが行われてるのでしようが、お伺いを
いたします。

○政府参考人(青木豊君) 最低賃金は、地域
別の最低賃金と今お取り上げになりました産
業別最低賃金、この二つが大きな柱として成り
立つて現行いるわけでありますけれども、その
最低賃金というのは、すべての労働者についての
賃金の最低限を保障するということで安全網
としての役割を果たしているわけでありますし、
今般こういった安全網としての役割については
地域別の最低賃金、これが担うというふうに整
理をいたしまして、その地域別最低賃金につき
ましては必ず定めなければいけないと、あるいは
罰金額を大幅に引き上げるといったような機
能強化を図ることにいたしております。

76

の適用はございませんけれども、今ほど申し上げましたように、民事的効力を有するという点でありますので、特定最低賃金の不払といふものは結局賃金の全額払の違反ということになります。これは労働基準法十四条に違反するということになります。したがつて、労働基準法の適用がありまして、その罰則、罰金の上限額は三十万円でございます。最低賃金法より若干低いわけではありますけれども、が適用されることとなりまして、そういう意味では、「一定程度の」罰則上の面から見た面においても労働者の保護が図られるというふうに考えております。

○石井準一君 今御答弁いただきましたように、産業別最低賃金の見直しつきましては、規制改革・民間開放推進三か年計画の検討要請を踏まえ、労使が審議会において真摯に議論した結果であると受け止めたいと思います。

最後に、最低賃金引上げの影響を受ける中小企業への対策についてお伺いをしていきます。政府におきましては、内閣府を中心に成長力底上げ戦略というものを策定して中長期的な最低賃金引上げと中小企業の生産性向上の車の両輪とした取組を展開されているものと承知をしております。

まずは、成長力底上げ戦略のねらいや基本的な考え方について、担当である内閣府から御説明を願いたいと思います。

○政府参考人(山崎忠郎君) お答え申し上げます。

御指摘の成長力底上げ戦略は、成長の基盤となります人材や中小企業に着目しまして、働く人全体の所得、生活水準を引き上げ、格差の固定化を防止すると、こういう観点から策定されたものでございます。具体的には、職業能力の向上を目指します戦略でありますとか、福祉、雇用両面にわたる就労支援を行なう戦略のほか、御指摘の中小企業の生産性の向上とともに最低賃金を引き上げていく、このたの

この戦略は、内閣府、厚生労働省、経産省等が連携しまして、政労使が参加します。田卓会議で合意形成を図りつつ推進していくところになつていて、次第でござります。

○石井準一君 戰略の基本的な考え方については今説明を受けました。

成長力底上げ戦略推進田卓会議が七月に取りまとめた合意文書におきましては、中小企業の生産性向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針の取りまとめが先送りされていました。うに思います。「この基本方針について、いつからどのような内容で取りまとめられることになるのでしょうか。具体的なスケジュールがあれば説明を願いたい」と思っています。

○政府参考人（山崎史郎君） 御指摘の点でございますが、七月の円卓会議におきまして、これ政労使の合意でございますが、中小企業の生産性の向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針に関しまして、これを各地域の議論を喚起しながら取りまとめるという、そういう合意形成がなされています。スケジュールとしては年内に取りまとめることを見込んでおりまして、具体的な内容に関しましては、今後、労使、さらには関係省庁とも十分意見交換をしながら検討してまいりたいと、「このようになります」と思っています。

○石井準一君 是非とも有意義な合意が取りまとめられることを期待をしております。

次に、具体的な中小企業対策についてお伺いをしたいと思います。

原油高や円高など、中小企業を取り巻く経済環境は極めて厳しいものと認識をしておりまます。また、最低賃金の引上げは、我が国の企業の大半を占める中小企業への考慮を抜きにしては困難なものと考えます。しかし、大企業から下請が多い中小企業は、大企業からの不適正な金額での発注でも受けざるを得ず、その場合、中小企業で働く労働者の賃金水準の底上

一方、成長力底上げ戦略では下請取引の適正化が挙げられているところであります。中小企業庁においては下請取引の適正化や中小企業の生産性向上について今後どのような施策を推進していくのか、伺伺をしたいと思います。

○政府参考人（長尾尚人君） 中小企業庁といたしましては、委員御指摘のとおり、下請取引の適正化を含む中小企業の生産性の向上などにきめ細かく対応することは非常に重要なことだというふうに認識しております。こういった観点から、中小企業の生産性向上に向けた取組を加速させる政策パッケージを今月の十三日にまとめまして、公表したところでございま

す。

具体的には、まず景気回復の果実をいかのうど均でんさせていくことから、先ほど坂本委員の御質問にもお答えいたしましたけれども下請取引の適正化を進めてまいりたいと思います。具体的には、下請取引ガイドラインの普及啓発や下請代金法の取締り強化等、下請適正取引の推進に取り組んでまいります。

これは、言わばその分配の問題でございますがそれに加えてやらなければならぬのは、地域において付加価値の高い産業を振興することだというふうに認識しております。そのため、中小企業地域資源活用促進法の着実な実施を図りまして、今後五年間で千件程度の新事業の創出を目指してまいる所存でございます。

あわせてまして、経営基礎力の向上ということが重要でございまして、中小企業の中でも特に厳しい状況にあります小規模企業につきましては、ネット（記帳等の）ITを活用いたしまして、自らの財務状況を正確に把握するとの支援と、かそれに伴います資金供給の迅速化を検討してまいりたいと考えます。また、小規模企業が直面する課題を克服するための支援拠点の整備等についても今後強化してまいりたいといふふうに思っております。

めにも実効性のある様々な施策を組み合わせて、中小企業対策の充実をお願いをするところであります。

○山本博司君

次に、最低賃金法案についてお伺いを申し上げたいと思います。

今回の改正は三十九年ぶりの改正ということ

で、最低賃金制度はすべての労働者の賃金を下

支えるセーフティーネットとして極めて重要な役割を果たしており、就業形態が多様化する中でその重要性は更に増していくものと考えております。また、生活保護との整合性を考慮することは最低限度の生活を保障するという観点とともに、就労に対するインセンティブを働かせるという点からも必要なことであり、この改正を高く評価するものでござります。

今回の改正では地域別最低賃金の決定が任意的設定から必要な設定に変更され、罰金の上限額も引き上げられるなど、地域別最低賃金の機能強化が図られています。これによりて今後、地域別最低賃金の具体的な水準を決める地方最低賃金審議会の役割がより一層重くなるものと考えます。

そこで、「」の地域別の最低賃金の決定方法について構成、概要について御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 最低賃金の制度、とりわけ地域別最低賃金につきましては、今委員がお触れになりましたように、その必要な設定と、あるいは罰金の上限の引上げというようないふることであります。これは、すべての労働者についての賃金の最低限を保障する安全網としての役割を果たすべきであるということから、そういうふうに考えたわけであります。

地域別の最低賃金の具体的な水準についての決定でありますけれども、これは公労使三者構成の地方最低賃金審議会において地域の実情を踏まえた審議を行いまして、それを経て決定されるものでございます。今回の法整が成立いたしました暁には中央最低賃金審議会が提示をいたします自安も参考にいたしながら、この一般の法改正の趣旨に沿った議論が地方の

最低賃金審議会においても行われ、その結果に沿って、現下の雇用経済情勢、地域の事情を踏まえた適切な引上げ等の措置が講ぜられるというふうになると思っております。

厚生労働省としましては、地方の最低賃金審議会でこうやって議論をされるわけでございまして、その上でこの法改正の趣旨に沿った適切な審議が行われるように都道府県労働局に対して指導を行つてまいりたいと、うふうに思つております。

○山本博司君 地域の実情に沿つた対応をしきりお願いを申し上げたいと思います。

さるだ、重要な改正点でござつては生活保護との整合性についてお伺いをしたいと思います。

今回の改正では、最低賃金の三つの考慮要素のうち労働者の生計費を考慮するに当たつては、

生活保護との整合性について配慮する」として、第九条の二では、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、」と規定をされました。これによつて憲法二十五条の生活保護法の理念が最低賃金を決める際により一層重視されることになると思いますが、具体的にどのような基準で生活保護との整合性を考慮するかとなるのでじょうか、「」のことをお願いいたします。

○政府参考人（青木豊君） 生活保護と最低賃金との関係でござりますけれども、地域別の最低賃金は都道府県単位で決定されておりまして、生活保護は市町村を六段階の級地に区分してあるわけでありますし、あるいは年齢や世帯構成によって基準額が異なつていると、あるいは生活保護では必要に応じた各種加算でありますとか住宅扶助とか医療扶助などがありますが、こうことで生活保護と最低賃金を比較するに当たつては、こういった点をどういうふうに考慮していくのがどうかこれが問題となるわけであります。

しかし、最低賃金は労働者の最低限度の生活を保障するものでありますのでモラルハサードの観点からも、少なくとも最低賃金が生活保護を下回つている場合には問題であるというふうに思つております。

「」のため、こうするかということでありますけれども、最低賃金と生活保護の水準を比較するに当たりましては手取り額で見た最低賃金額と、衣食住という意味で生活保護のうち若年単身世帯の生活扶助基準の、まあこれは都道府県内人口加重平均が適當がなと、うふうにも思ひますけれども、これに住宅扶助の実績値を加えたものと比較する」とが一つの考え方ではないかなと、うふうに思つております。

しかし、いずれしても、これ、具体的には生活保護との整合性をどうやって考慮していくかといふことについては、中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるべきものと、うふうに考えております。

○山本博司君 ありがとうございます。

次に、大臣にお願いをしたいと思います。

最低賃金制度は働く人たちにとって必要な限のセーフティーネットであり、この水準が引き上ることでより豊かな国民生活が送れることがなることにより、豊かな国民生活が送れることがあります。今後、経済成長を含めた政府一丸となつた取組が求められると考えます。最低賃金の引上げに向けた大臣の決意をお願いを申し上げたいと思います。

○国務大臣（舛添要一君） 先ほど来、生活保護との整合性も配慮ということが非常に重要であると、これを何度も強調しておりますけれども、この経済の成長力底上げ戦略において、生産性を上げる、それとともにこの最低賃金を引き上げる、そういう方向付けが既に出ております。

〔委員長退席、理事谷博之君着席〕

この法案が成立した暁には、地方の最低賃金の審議会において諸条件を考慮に入れながら、そして今書いたように生活保護のれを下回らないことが重要なわけですから、そういう

う形で最低賃金が引き上げられるという方向での努力をお願いしたいと思っております。

○山本博司君 ありがとうございました。

国民生活の安心、安定が何よりも重要であると思いますので、更なる対策を大臣に講じていただきたいと要望いたします。

○渡辺孝男君 公明党の渡辺孝男です。労働契約法及び最低賃金法の一部を改正する法律案に關連しまして質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、先ほど山本委員も触れたけれども、内閣提出の労働契約法案及び最低賃金法改正案の労働二法が、十一月の七日の衆議院厚生労働委員会におきまして自民、公明、民主の三党により修正可決され、翌十一月の八日、衆議院を通過しまして当委員会に付託されたわけあります。いわゆるねじれ国会にあって、初めて自民、民主、それから公明が協議、合意してでき上がった修正案でございまして、この成果につきましては、国民の視点から見ますとやはり大変有益であるというふうに私は感じておりますし、評価をしています。

このようないままでの修正に至つたことに關しまして、舛添要一衆議院の修正部分提出者の御所見をお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(舛添要一君) 国会の場で、いわゆるねじれ国会と言われてはいる中で、国民にとって非常に重要な法案について、自民、公明、民主の皆さん方がきちんと協議をして修正可決をなさり、また今この参議院の場で議論をしているところとは、國民の負託を受けた國權の最高機關の在り方として私も大変歓迎をし、高く評価をしたいと思います。引き続きまして、今審議しております法案の一刻も早い成立をお願いいたしたいと思います。

(中略)

○衆議院議員(細川律夫君) 今回、修正合意に至りました最低賃金法の改正案として労働契約法のこの労働二法につきましては、民主主義といたしまして、我が國における雇用就労形態の多様化、非正規雇用の増加、正規雇用と非正規雇用の待遇の格差といった雇用状況に重大な影響を与えるものであると考えており

ます。民主党は、國民の生活を守り格差を是正する観点から、両法案の対案を提出した上で与党との修正協議に臨み、民主党の考え方がある程度反映されたと判断をいたしました。両法案の修正に合意をいたしたところでございました。

民主党は、地域別最低賃金の引上げと法の遵守は格差是正とワーキングプア問題の解消にとって不可欠であるということから、最低賃金の基準を労働者とその家族が生計を立てられる水準にするための改正を提案をしてきたところでござります。

修正協議によりまして、地域別最低賃金の原則に「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営む」とができるよう、「という文言を追加され、最貧は少なくとも生活保護給付を超える額となることが明確になったと考えております。今後、新たな最低賃金の円滑な施行に向けて中小零細企業への支援策が必要となりますけれども、財政上、金融上のきめ細かな支援策を十分行なうよう政府に求めていきたいと考えているところでござります。

労働契約法は、労働契約の成立から変更、終了に至る基本的なルールを定める労働分野の民事法でありまして、二十一世紀の働き方を規定するに当たって大変重要な法律であると考えております。

民主党案では、特に期間の定めのある労働契約、有期雇用契約が個別に決定、変更されることを念頭に、労働契約の成立、変更、終了に当たつて対等性と公正性を確保することに力点を置いておりました。

与党との修正協議では、就業の実態に応じて均衡を考慮する」と、ワーカー・ライフ・バランスに配慮することが労働契約の原則に加えられたほか、有期労働契約の保護規定が加わったほかに、さらに労働政策審議会が答申をいたしました要綱案から法案作成に際して、労使の合意を超えて修改された労働者の権利を脅かす誤解を生じる条項をすべて解消する」

○渡辺孝男君 公明党の渡辺孝男です。労働関連法案につきましては、民主党案も政府案も、労働者保護を強化し、労働条件を改善しようとする方向性では同じであります。両法案の内容に隔たりがあつても原理原則が全く違うというものではございませんでした。そこで、民主党は、働く人たちの立場に立つて、与党との協議の中でも最大限の譲歩を引き出し、法案を成立させることが重要であると判断をした次第でござります。

今回、衆議院の審議段階では、労働基準法改正案がまだ継続審議のままになりますが、民主党の修正要求に対しても再考をお願いし、長時間労働の実質的な防止につながる法改正の成案を得ることを期待をしたいといふふうに思っている次第でござります。

○渡辺孝男君 今、修正案の提案者の方からお話をいただきました。修正に至る中では様々な御苦勞があつたと思うんですけども、やはり國民の生活を大事にする働く方々の要望を実現するという、そういう観点では、修正案が合意されたということは大変評価をして頂けるところであります。これからも國民の生活に大事な法条と、そういうものいろいろ出てくるわけでございまして、時にかなつた法案の成立ができるようにまた御活躍を期待を申し上げたいと思います。

修正案提案者の方々、この後は、私の方は質問しませんので、退席、結構でござります。それでは次に、最低賃金法の一部を改正する法律案につきまして質問をさせていただきたいと思います。条文の内容等の確認等もさせていただきたいと思います。

まず、改正案第三条に関してですが、現行法の時間、日、週又は月によって定める方式から時間によつて定めると規定した理由につきまして、厚生労働省にお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(青木豊君) 現行の最低賃金法第四条では、最低賃金額は時間額、日額、週額又は月額によつて定めることとされておりました。しかしながら、賃金支払形態、所定労働時間、そういうたるものなどが異なる労働者については最低賃金適用上の公平の観点、さらには就業形態の多様化への対応の観点、さらには分かりやすさという、そういう観点からは時間額単独表示とすることが適当と考えられますので、そういうことで、法律上、時間額表示による新規改正法三條で一本化をすることとしたものでござります。

なお、地域別最低賃金につきましては、平成十四年度から時間額表示に一本化されまして、産業別の最低賃金につきましても、大部分が時間額単独表示に移行しているといひございます。

○渡辺孝男君 次に、第九条の地域別最低賃金の原則について伺いたいと思います。

第一項の、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならぬ。」と、そのように規定されておりますけれども、「」で言う通常の事業の賃金支払能力とはどのような能力なのか、また、個々の企業の支払能力とどのような関係があるのか、この点につきまして厚生労働省にお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(青木豊君) 地域別最低賃金の具体的な水準については、第九条で、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力の三つの決定基準に基づいて、地方最低賃金審議会における地域の実情を踏まえた審議を経て決定されるというものであります。

御指摘になりました通常の事業の賃金支払能力というものは、個々の企業の支払能力ではなくて、地域において正常な経営をしていく場合に、通常の事業に期待することができる賃金支払能力をいうものでござります。事業者一般の賃金支払能力と言つてもいいかと思います。

最低賃金は、國民経済なしに當該地域の経済力の水準と懸け離れた水準で決定され得る

について、それぞれ最低賃金額を引き上げるよう船員中央労働委員会から答申をいただいたところでございまして、現在、国土交通省において答申の趣旨を踏まえて最低賃金を引き上げるべく所要の手続を進めているというところになります。

それから最後に、船員の雇用の近年の動向につきましては、船員全体の有効求人倍率を見ますと、平成十六年が〇・二〇であったわけであります。が、本年九月には〇・九六倍まで上昇しております。ほぼ需給に釣り合っている状況と、どう一ことでござります。さらに、内航貨物において見ますと、平成十六年が〇・二一倍でございましたが、本年九月には一・一二倍まで上昇しております。船員の需要が供給を上回ると、そういう状況になつてゐるといふでございます。

○渡辺孝男君 海洋基本法も成立をしておりまして、海洋担当大臣も任命されているということがありますので、やはり日本は海洋国家であります。こういう船員の方々も大変な貢献をされているわけであります。この労働条件の改善とか賃金の改善等に更に努力をしていただければと、そのようだ思つております。

以上で質問を終わります。